

開催された定例会、臨時会の審議結果報告

◆ 令和2年 第2回臨時会 ◎ 5月7日

議 件 名	内 容
専決処分の報告	①町税条例等の一部改正 ・個人住民税に関して、婚姻歴や寡婦(夫)など性別にかかわらず、生計を同じとする子がいる単身者は「ひとり親控除」を適用する。 ・固定資産税の所有者の所在又は所存が災害等で不明により、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課する場合、町は使用者に対してあらかじめその旨を通知しなければならない規定を追加する。 ・肉用牛売却の事業所得に係る町民税の所得割額の免除期間を3年間延長し、令和6年度までとする。 ②後期高齢者医療に関する条例の一部改正 ・町が行う後期高齢者医療に関する事務に「新型コロナウイルス感染症に起因する傷病手当金申請書の提出の受付事務」を加える。 ③令和2年度一般会計補正予算(第2号) ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る特別定額給付金支給事業(1人10万円を6550人に支給) 6億6592万5千円
令和2年度一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ900万8千円を追加し総額を94億3756万3千円とする。 【主な内容】 ・子育て世帯への臨時特別給付金支給事業(児童手当支給世帯と公務員世帯の15歳以下の子ども1人1万円を支給) 854万6千円

◆ 令和2年 第3回臨時会 ◎ 5月20日

議 件 名	内 容
専決処分の報告	町税条例等の一部改正 ・中小企業が先進設備とともに導入した事業用家屋や構築物への固定資産税の課税標準の割合を0とする。 ・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月末までに取得した車を対象とする。 ・新型コロナの影響等で、令和2年2月からの一定期間に収入が前年同期比20%以上減少した場合、町税の納付が困難なときは、申請により、納期限から1年以内の期間で納税を猶予する。
新十津川町奨学金等貸付条例の一部改正	短大・大学生等への奨学金限度額を増額 現行4万円→6万円
令和2年度一般会計補正予算(第4号)	歳入歳出それぞれ5713万8千円を追加し総額を94億9470万1千円とする。 【主な内容】 ・緊急経済対策事業(商工会への一括支援) 4056万円 ・大学生等への奨学金限度額を増額 946万円
工事請負契約の締結	・庁舎建設事業車庫棟建設工事 契約金額 1億9239万円 契約の相手方 岩倉・久保田特定建設工事共同企業体 ・熱供給センター建設建築主体工事 契約金額 8514万円 契約の相手方 株式会社 久保田組 ・熱供給センター建設機械設備工事 契約金額 2億5377万円 契約の相手方 サンプラント・太陽特定建設工事共同企業体